



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当人が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| ○土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課）   | 1 |
| ○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）      | 1 |
| ○民有保安林の指定（森林管理課）            | 2 |
| ○指定管理者の指定（スポーツ振興課）          | 2 |
| ○道路の区域の変更（道路管理課）            | 2 |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定（北部土木事務所） | 3 |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所） | 3 |

### 公 告

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）          | 3 |

## 告 示

### 沖縄県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり間那津土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

令和8年1月9日

沖縄県知事 玉城康裕

氏名	住所
根間義雄	宮古島市平良字狩俣1603番地
狩俣忠光	宮古島市平良字狩俣807番地1
根間清志	宮古島市平良字狩俣1163番地
武島清	宮古島市平良字島尻246番地1
川田勝之	宮古島市平良字島尻1427番地
辺土名忠志	宮古島市平良字島尻517番地

### 沖縄県告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年1月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 解除予定保安林の所在場所 豊見城市字与根南浜崎原508番17（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

### 沖縄県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年1月9日

沖縄県知事 玉城康裕

1 保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江上グスク552番2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第4号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和7年沖縄県条例第45号）附則第2項の規定により、沖縄県スポーツ施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月9日

沖縄県知事 玉城康裕

1 指定管理者となる団体 おうのやまみらいパートナーズ

代表者 株式会社トラステック 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C

株式会社サン・エージェンシー 那覇市上之屋314番地2サンメディアビル2階

2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 沖縄県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和8年1月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

沖縄県知事 玉城康裕

1 道路の種類 県道

2 路線名 14号線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字有銘石田原1115番43から 東村字有銘石田原639番1まで	13.0m ~ 82.9m	188.4m
新	東村字有銘石田原1115番43から 東村字有銘石田原639番1まで	13.0m ~ 94.1m	188.4m

**沖縄県告示第6号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和8年1月9日

沖縄県北部土木事務所長 波 平 恭 宏

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和7年8月5日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字許田湖辺底原432番3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 17.13メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

**沖縄県告示第7号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和8年1月9日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和7年11月27日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字仲間仲志原1417番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 14.17メートル
  - (2) 幅員 5.00メートル

---

**公 告**

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画火葬場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1号広域火葬場
  - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年10月30日 沖縄県指令土第798号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字高嶺上ヌ原324番4
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良108番地1メゾン華102号 大城裕之
  - 5 検査済証番号 令和7年12月19日 第5032号
  - 6 工事完了年月日 令和7年11月26日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年2月4日 沖縄県指令土第79号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄後原944番11
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字港川433番地2棟408号室 赤嶺清
  - 5 検査済証番号 令和7年12月24日 第5033号
  - 6 工事完了年月日 令和7年12月8日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月9日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年7月22日 沖縄県指令土第593号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字宇江城前原80番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1933番地の1サン・ルミエール201号 宮平良太
- 5 検査済証番号 令和7年12月24日 第5034号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月4日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---